

平成 25 年

奈良市議会12月定例会  
提出議案

奈良市

## 目 次

奈良市報告第 7 3 号	市長専決処分の報告について……………	1
〳 第 7 4 号	市長専決処分の報告について……………	5
〳 第 7 5 号	市長専決処分の報告について……………	7
〳 第 7 6 号	市長専決処分の報告について……………	9
〳 第 7 7 号	市長専決処分の報告について……………	11
〳 第 7 8 号	市長専決処分の報告について……………	13
〳 第 7 9 号	市長専決処分の報告について……………	15
〳 第 8 0 号	市長専決処分の報告について……………	17
〳 第 8 1 号	市長専決処分の報告について……………	19
〳 第 8 2 号	市長専決処分の報告について……………	21
〳 第 8 3 号	市長専決処分の報告について……………	23
〳 第 8 4 号	市長専決処分の報告について……………	25
奈良市議案第 1 2 7 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	27
〳 第 1 2 8 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	48
〳 第 1 2 9 号	平成 2 5 年度奈良市一般会計補正予算（第 4 号）……………	50
〳 第 1 3 0 号	平成 2 5 年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算 （第 1 号）……………	56
〳 第 1 3 1 号	平成 2 5 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）……………	58
〳 第 1 3 2 号	平成 2 5 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 2 号）……………	60
〳 第 1 3 3 号	平成 2 5 年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	62
〳 第 1 3 4 号	平成 2 5 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	64
〳 第 1 3 5 号	平成 2 5 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	176
〳 第 1 3 6 号	平成 2 5 年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	198

奈良市議案第137号	平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算 (第1号) .....	213
ㄥ 第138号	奈良市行政組織条例の一部改正について.....	228
ㄥ 第139号	奈良市防災会議条例の一部改正について.....	232
ㄥ 第140号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ いて.....	234
ㄥ 第141号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて.....	236
ㄥ 第142号	奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及 び運営の基準等に関する条例の一部改正について.....	239
ㄥ 第143号	奈良市立応急診療所条例の一部改正について.....	244
ㄥ 第144号	奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について.....	246
ㄥ 第145号	奈良市立学校設置条例の一部改正について.....	251
ㄥ 第146号	奈良市学校給食費の管理に関する条例の制定について.....	253
ㄥ 第147号	奈良市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定について.....	255
ㄥ 第148号	奈良市都市下水路条例の制定について.....	282
ㄥ 第149号	財産の取得について.....	287
ㄥ 第150号	工事請負契約の締結について.....	288
ㄥ 第151号	町の区域の変更について.....	296
ㄥ 第152号	町の区域の変更について.....	299
ㄥ 第153号	町の区域の変更について.....	302
ㄥ 第154号	公の施設の指定管理者の指定について.....	305
ㄥ 第155号	公の施設の指定管理者の指定について.....	306
ㄥ 第156号	公の施設の指定管理者の指定について.....	308
ㄥ 第157号	公の施設の指定管理者の指定について.....	309
ㄥ 第158号	公の施設の指定管理者の指定について.....	310
ㄥ 第159号	公の施設の指定管理者の指定について.....	311
ㄥ 第160号	公の施設の指定管理者の指定について.....	312
ㄥ 第161号	公の施設の指定管理者の指定について.....	313

奈良市議案第162号	公の施設の指定管理者の指定について……………	314
〳 第163号	公の施設の指定管理者の指定について……………	315
〳 第164号	公の施設の指定管理者の指定について……………	316
〳 第165号	公の施設の指定管理者の指定について……………	317
〳 第166号	公の施設の指定管理者の指定について……………	318
〳 第167号	公の施設の指定管理者の指定について……………	319
〳 第168号	公の施設の指定管理者の指定について……………	320
〳 第169号	公の施設の指定管理者の指定について……………	321
〳 第170号	公の施設の指定管理者の指定について……………	322
〳 第171号	公の施設の指定管理者の指定について……………	323
〳 第172号	公の施設の指定管理者の指定について……………	324
〳 第173号	公の施設の指定管理者の指定について……………	325
〳 第174号	公の施設の指定管理者の指定について……………	326
〳 第175号	公の施設の指定管理者の指定について……………	327
〳 第176号	公の施設の指定管理者の指定について……………	328
〳 第177号	公の施設の指定管理者の指定について……………	329
〳 第178号	公の施設の指定管理者の指定について……………	330
〳 第179号	公の施設の指定管理者の指定について……………	331
〳 第180号	公の施設の指定管理者の指定について……………	332
〳 第181号	公の施設の指定管理者の指定について……………	333
〳 第182号	公の施設の指定管理者の指定について……………	334
〳 第183号	公の施設の指定管理者の指定について……………	335
〳 第184号	奈良県市町村総合事務組合を組織する組合の変更につ いて……………	336
〳 第185号	奈良県市町村総合事務組合規約の変更について……………	337
〳 第186号	教育委員会の委員の任命について……………	340
〳 第187号	公平委員会の委員の選任について……………	342

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成25年10月22日

奈良市長 仲川元庸

## 記

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

## 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

### 1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

### 2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅等を明渡し、かつ奈良市営住宅条例第38条第3項、第4項及び奈良市改良住宅条例第5条で準用する奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれらに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

### 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。





## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年9月27日

奈良市長 仲川元庸

## 記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月7日午後1時頃、奈良市右京一丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行中の軽自動車に同乗していた相手方が腰を痛打した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 31,525円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年10月15日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年8月22日午前9時15分頃、奈良市神殿町地内において発生した、本市の公用車が相手方所有地のブロック塀を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 36,750円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年10月22日

奈良市長 仲川元庸

## 記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日午後7時30分頃、奈良市鶴舞東町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 124,072円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年10月22日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年9月18日午後8時頃、奈良市北椿尾町地内において発生した、市道上の溝蓋がはね上がり、走行していた相手方の軽自動車の車両底部が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 57,348円



## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年10月22日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年9月24日午後9時頃、奈良市朱雀一丁目地内において発生した、市道上の側溝からはみ出た溝蓋に、走行していた相手方の普通自動車が接触しタイヤとホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 17,194円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年10月24日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年9月19日午前10時頃、奈良市中新屋町地内において発生した、本市の公用車が相手方所有のガレージミラーを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 44,100円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年11月11日

奈良市長 仲川元庸

## 記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年8月23日午前9時20分頃、奈良市三条大路一丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の塀を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 49,350円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年11月11日

奈良市長 仲川元庸

## 記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年9月18日午前9時頃、奈良市あやめ池南五丁目地内において発生した、本市の公用車が民家のブロック塀を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 45,150円



## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年11月11日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年9月26日午前9時50分頃、奈良市神殿町地内において、本市職員が行っていた草刈り作業による飛び石により、駐車していた相手方の軽自動車の窓ガラスを破損させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 22,292円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年11月13日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年7月9日午後10時30分頃、奈良市杉ヶ町地内において発生した、奈良市生涯学習センター外壁の剥落により、当該施設に隣接する集合住宅敷地内に駐車していた相手方の普通自動車に損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 327,000円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年11月15日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年7月11日午後7時55分頃、奈良市鴻ノ池運動公園内において、相手方の原動機付自転車が、公園内通路の路面のアスファルトが円形状に剥がれた箇所を通過した際転倒し、身体を損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 210,852円

市長専決処分の報告及び承認を  
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成25年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

# 市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成25年10月23日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 平成25年度奈良市一般会計補正予算（第3号）



## 平成25年度奈良市一般会計 補正予算（第3号）

平成25年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ174,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,385,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び金 負担金		1,377,027 <sup>千円</sup>	9,717 <sup>千円</sup>	1,386,744 <sup>千円</sup>
	1. 分担金	3,418	9,717	13,135
15. 国庫支出金		21,462,190	22,678	21,484,868
	1. 国庫負担金	17,889,776	22,678	17,912,454
16. 県支出金		5,906,815	30,192	5,937,007
	2. 県補助金	1,463,825	30,192	1,494,017
20. 繰越金		591,587	13	591,600
	1. 繰越金	591,587	13	591,600
22. 市債		15,141,700	111,700	15,253,400
	1. 市債	15,141,700	111,700	15,253,400
歳入合計		124,210,907	174,300	124,385,207

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		10,844,889 <sup>千円</sup>	3,400 <sup>千円</sup>	10,848,289 <sup>千円</sup>
	1. 保健衛生費	2,055,957	3,400	2,059,357
6. 農林水産業費		480,894	8,800	489,694
	1. 農林費	480,894	8,800	489,694
9. 土木費		10,875,724	77,000	10,952,724
	2. 道路橋梁費	2,672,044	30,000	2,702,044
	3. 河川費	393,276	47,000	440,276
12. 災害復旧費		37,000	85,100	122,100
	1. 農林水産業施設災害復旧費	5,000	51,100	56,100
	2. 土木施設災害復旧費	32,000	34,000	66,000
歳出合計		124,210,907	174,300	124,385,207

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
保健衛生施設整備事業	33,400 <sup>千円</sup>	35,400 <sup>千円</sup>
土地基盤整備事業	69,800	70,600
災害復旧事業	34,300	59,300
臨時財政対策	7,080,000	7,163,900
計	15,141,700	15,253,400

1. 一般 会 計

1. 総括 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 3 号)

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	1,377,027	9,717	1,386,744
15 国庫支出金	21,462,190	22,678	21,484,868
16 県支出金	5,906,815	30,192	5,937,007
20 繰越金	591,587	13	591,600
22 市債	15,141,700	111,700	15,253,400
歳入合計	124,210,907	174,300	124,385,207

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源		その他		
				国県支出金	地方債			
4 衛生費	10,844,889	3,400	10,848,289		2,000		1,400	
6 農林水産業費	480,894	8,800	489,694	6,000	800	1,200	800	
9 土木費	10,875,724	77,000	10,952,724				77,000	
12 災害復旧費	37,000	85,100	122,100	46,870	25,000	8,517	4,713	
歳出合計	124,210,907	174,300	124,385,207	52,870	27,800	9,717	83,913	
				一般財源内訳			繰越金	13
							市債	83,900
							(臨時財政対策債)	

2. 歳入  
 第13款 分担金及び負担金  
 第1項 分担金  
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 農林水産業費分担金	3,168	1,200	4,368	2 治山費分担金	1,200	林地崩壊防止事業費分担金
2 災害復旧費分担金	250	8,517	8,767	1 農林業用施設災害復旧事業費分担金	8,517	農林業用施設災害復旧事業費分担金 農地災害復旧事業費分担金
計	3,418	9,717	13,135			

第13款 分担金及び負担金

第 15 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 災害復旧費国庫負担金	—	22,678	22,678	土木施設災害復旧事業費負担金	22,678	土木施設災害復旧事業費負担金
計	17,889,776	22,678	17,912,454			

第15款 国庫支出金

第 16 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 農林水産業費県補助金	61,905	6,000	67,905	6 治山費補助金	6,000	林地崩壊防止事業費補助金
8 災害復旧費県補助金	1,262	24,192	25,454	1 農林業用施設 災害復旧事業 費補助金	24,192	農林業施設災害復旧事業費補助金 6,754 農地災害復旧事業費補助金 17,438
計	1,463,825	30,192	1,494,017			

第16款 県支出金



第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	591,587	13	591,600	1 繰越金	13	歳計剰余繰越金
計	591,587	13	591,600			

第20款 繰越金

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生債	211,400	2,000	213,400	1 保健衛生施設整備事業債	2,000	保健衛生施設整備事業債
5 農林水産業債	69,800	800	70,600	1 土地基盤整備事業債	800	土地基盤整備事業債
10 災害復旧債	34,300	25,000	59,300	1 災害復旧事業債	25,000	農林業用施設災害復旧事業債 土木施設災害復旧事業債
12 臨時財政対策債	7,080,000	83,900	7,163,900	1 臨時財政対策債	83,900	臨時財政対策債
計	15,141,700	111,700	15,253,400			

第22款 市債

3. 歳出  
第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 保健衛生施設 整備事業費	199,200	3,400	202,600	2,000 特定財源 (内訳) 市債 2,000 一般財源 1,400	15 工事請負費	3,400	保健衛生施設整備事業
計	2,055,957	3,400	2,059,357	特定財源 2,000 一般財源 1,400			

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 治山費	6,000	8,800	14,800	特定財源 8,000	11 需用費 268		林地崩壊防止事業
				(内訳) 県支出金 6,000	13 委託料 800		
				市債 800 分担金及び負担金 1,200 一般財源 800	15 工事請負費 7,732		
計	480,894	8,800	489,694	特定財源 8,000 一般財源 800			

第6款 農林水産業費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 道路橋梁維持費	595,400	30,000	625,400	一般財源 30,000	13 委託料 6,000	15 工事請負費 24,000	道路橋梁維持補修経費
計	2,672,044	30,000	2,702,044	特定財源 0 一般財源 30,000			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 河川堤防維持費	90,000	47,000	137,000	47,000	11 需用費 13 委託料 15 工事請負費	900 3,500 42,600	河川維持補修経費
計	393,276	47,000	440,276	特定財源 一般財源			

第9款 土木費

第12款 災害復旧費

第1項 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農林業用施設 災害復旧事業 費	5,000	51,100	56,100	特定財源 46,509  (内訳) 県支出金 24,192 市債 13,800 分担金及び負担金 8,517  一般財源 4,591	11 需用費	1,328	農地災害復旧事業 40,400
					13 委託料	4,500	農業用施設災害復旧事業
					15 工事請負費	45,272	10,700
計	5,000	51,100	56,100	特定財源 46,509 一般財源 4,591			

第12款 災害復旧費

第12款 災害復旧費

第2項 土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木施設災害 復旧事業費	32,000	34,000	66,000	33,878 特定財源 (内訳) 国庫支出金 22,678 市債 11,200 一般財源 122	15 工事請負費	34,000	道路災害復旧補助事業 26,000 河川災害復旧補助事業 8,000
計	32,000	34,000	66,000	特定財源 33,878 一般財源 122			

第12款 災害復旧費



(2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

( 単位 千円 )

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当 現		当 現	
	当該年度中増減見込み 当該債起	該年度見込 末額	当該年度中増減見込み 当該債起	該年度見込 末額
1. 普通債	5,682,700	115,926,843	5,685,500	115,929,643
(4) その他	1,533,200	33,957,017	1,536,000	33,959,817
2. 災害復旧債	34,300	119,246	59,300	144,246
(1) 土木	32,000	107,546	43,200	118,746
(2) その他	2,300	11,700	16,100	25,500
3. その他	9,424,700	96,751,896	9,508,600	96,835,796
(7) 臨時財政対策	7,080,000	50,460,357	7,163,900	50,544,257
合 計	15,141,700	212,797,985	15,253,400	212,909,685

# 一般会計款別性質別経費総括表

(単位：千円)

性質区分 \ 款	衛生費	農林水産業費	土木費	災害復旧費	合計
維持補修費			77,000		77,000
投資的経費	3,400	8,800		85,100	97,300
普通建設事業	3,400	8,800			12,200
単独	3,400	8,800			12,200
災害復旧事業				85,100	85,100
補助				34,000	34,000
単独				51,100	51,100
計	3,400	8,800	77,000	85,100	174,300

## 維持補修費の内訳表

附表 1 (単位：千円)

会計及び款 \ 節	維持補修費	計
土木費	77,000	77,000
一般会計合計	77,000	77,000

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳					概要説明
				国	県	地方債	その他	一般	
衛生費			3,400			2,000		1,400	
	単	保健衛生施設整備事業	3,400			2,000		1,400	
農林水産業費			8,800		6,000	800	1,200	800	
	単	治山費	8,800		6,000	800	1,200	800	
災復旧費			85,100	22,678	24,192	25,000	8,517	4,713	
	単	農林業用施設災害復旧事業	51,100		24,192	13,800	8,517	4,591	農地、農業用施設
	補	土木施設災害復旧事業	34,000	22,678		11,200		122	道路、河川
一般会計合計			97,300	22,678	30,192	27,800	9,717	6,913	

市長専決処分の報告及び承認を  
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年11月11日

奈良市長 仲川元庸

## 記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年1月18日午前11時10分頃、奈良市西登美ヶ丘八丁目地内において発生した、本市の公用車が散歩中の歩行者に接触した事故の人身損害について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 7,037,568円

平成25年度奈良市一般会計  
補正予算（第4号）

平成25年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,528,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,913,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		15,700,000 <sup>千円</sup>	103,914 <sup>千円</sup>	15,803,914 <sup>千円</sup>
	1. 地方交付税	15,700,000	103,914	15,803,914
15. 国庫支出金		21,484,868	353,881	21,838,749
	1. 国庫負担金	17,912,454	102,992	18,015,446
	4. 国庫交付金	2,514,727	250,889	2,765,616
16. 県支出金		5,937,007	40,715	5,977,722
	1. 県負担金	4,244,042	33,629	4,277,671
	2. 県補助金	1,494,017	3,836	1,497,853
	3. 県委託金	171,807	3,250	175,057
20. 繰越金		591,600	40,555	632,155
	1. 繰越金	591,600	40,555	632,155
22. 市債		15,253,400	989,500	16,242,900
	1. 市債	15,253,400	989,500	16,242,900
歳入合計		124,385,207	1,528,565	125,913,772

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		753,496 <sup>千円</sup>	△ 56,277 <sup>千円</sup>	697,219 <sup>千円</sup>
	1. 議会費	753,496	△ 56,277	697,219
2. 総務費		14,890,315	615,966	15,506,281
	1. 総務管理費	11,359,841	726,445	12,086,286
	3. 徴税費	1,216,368	△ 50,571	1,165,797
	4. 戸籍住民基本台帳費	456,656	△ 61,379	395,277

款	項	補正前の額	補正額	計
	5.選挙費	391,347 <sup>千円</sup>	4,248 <sup>千円</sup>	395,595 <sup>千円</sup>
	6.統計調査費	34,259	426	34,685
	7.監査委員費	79,920	△ 3,203	76,717
3.民生費		50,478,494	521,870	51,000,364
	1.社会福祉費	20,478,268	86,867	20,565,135
	2.児童福祉費	16,368,774	468,044	16,836,818
	3.生活保護費	13,564,820	△ 25,628	13,539,192
	4.国民年金 国事務金費	66,632	△ 7,413	59,219
4.衛生費		10,848,289	△ 49,054	10,799,235
	1.保健衛生費	2,059,357	△ 16,196	2,043,161
	2.保健所費	1,801,562	17,450	1,819,012
	3.清掃費	5,615,854	△ 50,308	5,565,546
5.労働費		131,658	△ 2,418	129,240
	1.労働諸費	131,658	△ 2,418	129,240
6.農林水産業費		489,694	14,859	504,553
	1.農林費	489,694	14,859	504,553
7.商工費		1,561,109	△ 10,221	1,550,888
	1.商工費	1,561,109	△ 10,221	1,550,888
8.観光費		1,176,938	10,790	1,187,728
	1.観光費	1,176,938	10,790	1,187,728
9.土木費		10,952,724	△ 72,758	10,879,966
	1.土木管理費	236,764	△ 42,551	194,213
	2.道路橋梁費	2,702,044	△ 13,496	2,688,548
	3.河川費	440,276	1,890	442,166
	4.都市計画費	7,164,464	5,589	7,170,053
	5.住宅費	409,176	△ 24,190	384,986



款	項	補正前の額	補正額	計
10. 消 防 費		3,981,231 <sup>千円</sup>	20,643 <sup>千円</sup>	4,001,874 <sup>千円</sup>
	1. 消 防 費	3,981,231	20,643	4,001,874
11. 教 育 費		11,213,236	535,165	11,748,401
	1. 教育総務費	2,723,404	41,984	2,765,388
	2. 小学校費	1,202,993	482,811	1,685,804
	3. 中学校費	2,222,969	135,874	2,358,843
	4. 高等学校費	971,064	△ 75,327	895,737
	5. 幼稚園費	1,625,352	△ 19,124	1,606,228
	7. 保健体育費	1,123,065	△ 31,053	1,092,012
歳 出 合 計		124,385,207	1,528,565	125,913,772

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
児童手当業務委託	平成25年度から平成28年度まで	70,200 <sup>千円</sup>
子ども・子育て支援新制度システム改修経費	平成25年度から平成26年度まで	10,500
仮称帯解こども園仮園舎建設事業	平成25年度から平成26年度まで	10,000
中学校給食調理業務委託	平成25年度から平成26年度まで	78,500
指定管理者による奈良市立柳生診療所ほか3施設の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による西部公民館学園大和分館の管理に要する経費	平成26年度から平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による南部公民館精華分館の管理に要する経費	平成26年度から平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による南部公民館東九条分館の管理に要する経費	平成26年度から平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による南部公民館明治分館の管理に要する経費	平成26年度から平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による三笠公民館 大安寺西分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 横田分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 水間分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 杣ノ川分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による富雄公民館 元町分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館 興ヶ原分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館 邑地分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館 丹生分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館 北野山分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による若草公民館 佐保分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館 東里分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館 狭川分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館 大平尾分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館 西木辻分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館 大安寺分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館 済美南分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による二名公民館 二名分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による二名公民館 西登美ヶ丘分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による京西公民館 平松分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による伏見公民館 あやめ池分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による平城公民館 歌姫分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による飛鳥公民館 白毫寺分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による都跡公民館 佐紀分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による都跡公民館 尼辻分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
福 祉 施 設 整 備 事 業	138,800 <sup>千円</sup>	536,800 <sup>千円</sup>
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	1,446,100	1,821,900
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	109,100	120,400
臨 時 財 政 対 策	7,163,900	7,368,300
計	15,253,400	16,242,900

平成25年度奈良市下水道事業費  
特別会計補正予算（第1号）

平成25年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42,943千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,566,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		2,468,604 <sup>千円</sup>	42,943 <sup>千円</sup>	2,511,547 <sup>千円</sup>
	1. 一般会計 繰入金	2,465,754	42,943	2,508,697
歳入合計		8,523,200	42,943	8,566,143

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		4,007,584 <sup>千円</sup>	39,343 <sup>千円</sup>	4,046,927 <sup>千円</sup>
	1. 下水道費	2,964,984	29,043	2,994,027
	2. 下水管渠費	901,100	10,300	911,400
2. 農業集落排水事業費		254,116	3,600	257,716
	1. 農業集落排水費	100,616	2,000	102,616
	2. 農業集落排水施設整備費	153,500	1,600	155,100
歳出合計		8,523,200	42,943	8,566,143

平成25年度奈良市国民健康保険  
特別会計補正予算（第2号）

平成25年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ14,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,195,791千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		2,280,563 <sup>千円</sup>	△ 14,000 <sup>千円</sup>	2,266,563 <sup>千円</sup>
	1. 一般会計 繰入金	2,122,100	△ 14,000	2,108,100
歳入合計		37,209,791	△ 14,000	37,195,791

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		360,045 <sup>千円</sup>	△ 14,000 <sup>千円</sup>	346,045 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	285,429	△ 14,000	271,429
歳出合計		37,209,791	△ 14,000	37,195,791

平成25年度奈良市土地区画整理  
事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,476,180千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		958,734 <sup>千円</sup>	△ 600 <sup>千円</sup>	958,134 <sup>千円</sup>
	1. 一般会計 繰入金	958,734	△ 600	958,134
歳入合計		1,476,780	△ 600	1,476,180

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費		431,639 <sup>千円</sup>	4,500 <sup>千円</sup>	436,139 <sup>千円</sup>
	西大寺駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	431,639	4,500	436,139
2. JR奈良駅南 地区土地区画 整理事業費		216,600	△ 5,100	211,500
	JR奈良駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	216,600	△ 5,100	211,500
歳出合計		1,476,780	△ 600	1,476,180

平成25年度奈良市駐車場事業  
特別会計補正予算（第1号）

平成25年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ333,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 繰 入 金		231,158 <sup>千円</sup>	2,000 <sup>千円</sup>	233,158 <sup>千円</sup>
	1. 一 般 会 計 金 繰 入	231,158	2,000	233,158
歳 入 合 計		331,200	2,000	333,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 駐車場事業費		95,450 <sup>千円</sup>	2,000 <sup>千円</sup>	97,450 <sup>千円</sup>
	1. 駐 車 場 費	95,450	2,000	97,450
歳 出 合 計		331,200	2,000	333,200

平成25年度奈良市介護保険  
特別会計補正予算（第2号）

平成25年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ40,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,155,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		3,900,190 <sup>千円</sup>	△ 40,000 <sup>千円</sup>	3,860,190 <sup>千円</sup>
	1. 一般会計 繰入金	3,699,619	△ 40,000	3,659,619
歳入合計		25,195,787	△ 40,000	25,155,787

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		613,651 <sup>千円</sup>	△ 40,000 <sup>千円</sup>	573,651 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	329,182	△ 40,000	289,182
歳出合計		25,195,787	△ 40,000	25,155,787

1. 一 般 会 計

1. 総括 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 4 号)

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	15,700,000	103,914	15,803,914
15 国庫支出金	21,484,868	353,881	21,838,749
16 県支出金	5,937,007	40,715	5,977,722
20 繰越金	591,600	40,555	632,155
22 市債	15,253,400	989,500	16,242,900
歳入合計	124,385,207	1,528,565	125,913,772

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国県支出金	地方債			
1 議会費	753,496	△56,277	697,219				△56,277	
2 総務費	14,890,315	615,966	15,506,281				615,966	
3 民生費	50,478,494	521,870	51,000,364	127,771	398,000		△3,901	
4 衛生費	10,848,289	△49,054	10,799,235	8,850			△57,904	
5 労働費	131,658	△2,418	129,240				△2,418	
6 農林水産業費	489,694	14,859	504,553	7,086			7,773	
7 商工費	1,561,109	△10,221	1,550,888				△10,221	
8 観光費	1,176,938	10,790	1,187,728				10,790	
9 土木費	10,952,724	△72,758	10,879,966				△72,758	
10 消防費	3,981,231	20,643	4,001,874				20,643	
11 教育費	11,213,236	535,165	11,748,401	250,889	387,100		△102,824	
歳出合計	124,385,207	1,528,565	125,913,772	394,596	785,100		348,869	
				一般財源内訳				
				( 臨時財政対策債 )				
				地方交付税				103,914
				繰越金				40,555
				市債				204,400

2. 歳入  
 第11款 地方交付税  
 第1項 地方交付税  
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	15,700,000	103,914	15,803,914	1 地方交付税	103,914	普通交付税
計	15,700,000	103,914	15,803,914			

第11款 地方交付税



第15款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	17,861,466	94,142	17,955,608	障害者福祉費負担金	49,000	障害児施設給付費負担金	
				児童措置費負担金	3,400	助産施設措置費負担金	2,000
				児童手当負担金	41,742	母子生活支援施設措置費負担金	1,400
2 衛生費国庫負担金	28,310	8,850	37,160	保健予防費負担金	8,850	結核医療費負担金	
計	17,912,454	102,992	18,015,446				

第15款 国庫支出金

第 15 款 国庫支出金

第 4 項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費国庫交付金	562,705	250,889	813,594	1 小学校施設整備事業費交付金	192,285	小学校地震補強等事業交付金
				2 中学校施設整備事業費交付金	50,424	中学校地震補強等事業交付金
				4 幼稚園施設整備事業費交付金	8,180	幼稚園地震補強等事業交付金
計	2,514,727	250,889	2,765,616			

第15款 国庫支出金

第16款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県負担金	3,699,092	33,629	3,732,721	1 障害者福祉費 負担金	24,500	障害児施設給付費負担金
				5 児童手当負担 金	9,129	児童手当負担金
計	4,244,042	33,629	4,277,671			

第16款 県支出金

第16款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 農林水産業費県補助金	67,905	3,836	71,741	4 林業振興費補助金	3,836	ナラ枯れ被害対策事業補助金
計	1,494,017	3,836	1,497,853			

第16款 県支出金

第 16 款 県支出金

第 3 項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県委託金	23,284	3,250	26,534	1 林業振興費委託金	3,250	ナラ枯れ被害対策事業委託金
計	171,807	3,250	175,057			

第16款 県支出金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	591,600	40,555	632,155	繰越金	40,555	歳計剰余繰越金
計	591,600	40,555	632,155			

第20款 繰越金

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生債	145,800	398,000	543,800	1 福祉施設整備事業債	398,000	児童福祉施設整備事業債
9 教育債	1,617,900	387,100	2,005,000	1 義務教育施設整備事業債	375,800	小学校施設整備事業債 中学校施設整備事業債
				3 幼稚園施設整備事業債	11,300	幼稚園施設整備事業債
12 臨時財政対策債	7,163,900	204,400	7,368,300	1 臨時財政対策債	204,400	臨時財政対策債
計	15,253,400	989,500	16,242,900			

第22款 市債

3. 歳出  
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	753,496	△56,277	697,219	一般財源 △56,277	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△33,141 △327 △12,521 △10,288	職員給与費等
計	753,496	△56,277	697,219	特定財源 0 一般財源 △56,277			

第1款 議会費



## 第2款 総務費

## 第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	8,074,463	727,337	8,801,800	一般財源 727,337	2 給料 230,210	職員給与と費等	695,337
					3 職員手当等 386,343	臨時職員等経費	32,000
					4 共済費 78,679		
					7 賃金 32,000		
					19 負担金補助及び交付金 105		
11 恩給及び退職年金	2,336	△892	1,444	一般財源 △892	6 恩給及び退職年金 △858	恩給及び退職年金	
					19 負担金補助及び交付金 △34		
計	11,359,841	726,445	12,086,286	特定財源 0 一般財源 726,445			

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税務総務費	716,830	△50,571	666,259	一般財源 △50,571	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△22,167 △17,734 △10,670	職員給与費等
計	1,216,368	△50,571	1,165,797	特定財源 一般財源 △50,571			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	456,656	△61,379	395,277	一般財源 △61,379	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△28,697 △20,817 △11,865	職員給与費等
計	456,656	△61,379	395,277	特定財源 一般財源 △61,379			

第2款 総務費

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙管理委員会費	59,347	4,248	63,595	一般財源 4,248	1 報酬	△819	職員給与費等
					2 給料	3,078	
					3 職員手当等	1,096	
					4 共済費	893	
計	391,347	4,248	395,595	特定財源 0 一般財源 4,248			

第2款 総務費

第2款 総務費

第6項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	額の 内訳	節		説明
						区分	金額	
1 統計調査総務費	19,619	426	20,045	一般財源	426	2 給料	500	職員給与費等
						3 職員手当等	△98	
						4 共済費	24	
計	34,259	426	34,685	特定財源 一般財源	0 426			

第2款 総務費

第2款 総務費

第7項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	額の 内訳	節		説明
						区分	金額	
1 監査委員費	79,920	△3,203	76,717	一般財源	△3,203	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△504 △1,473 △326 △900	職員給与費等
計	79,920	△3,203	76,717	特定財源 一般財源	0 △3,203			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	1,508,392	38,991	1,547,383	一般財源 38,991	2 給料	12,462	職員給与費等 23,536
					3 職員手当等	12,094	社会福祉事務経費 15,455
					4 共済費	△1,020	
					23 償還金利子及び割引料	15,455	
3 障害者福祉費	7,761,476	102,000	7,863,476	特定財源 73,500  (内訳) 国庫支出金 49,000 県支出金 24,500	13 委託料	4,000	心身障害者福祉事務経費 4,000
					20 扶助費	98,000	障害児通所支援経費 98,000
9 人権文化センター費	147,415	△124	147,291	一般財源 △124	2 給料	555	職員給与費等
					3 職員手当等	△101	
					4 共済費	△578	
					28 繰出金	△14,000	国民健康保険特別会計繰出経費 (職員給与費等分)
15 国民健康保険会計繰出金	2,122,100	△14,000	2,108,100	一般財源 △14,000	繰出金	△14,000	国民健康保険特別会計繰出経費 (職員給与費等分)
16 介護保険会計繰出金	3,699,619	△40,000	3,659,619	一般財源 △40,000	繰出金	△40,000	介護保険特別会計繰出経費
計	20,478,268	86,867	20,565,135	特定財源 73,500 一般財源 13,367			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	節 区分	金額	説明
2 児童措置費	9,058,069	77,800	9,135,869	特定財源 (内訳) 国庫支出金 県支出金	13 委託料 18 備品購入費 20 扶助費	11,800 6,000 60,000	児童保護事務経費 母子生活支援施設措置経費 2,800 助産施設措置経費 4,000 児童手当支給経費 60,000
3 保育所費	3,375,968	△31,609	3,344,359	一般財源	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△2,672 △15,098 △13,839	職員給与費等
6 児童館費	176,435	△896	175,539	一般財源	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	580 △997 △479	職員給与費等
8 児童福祉施設整備事業費	267,269	398,000	665,269	特定財源 (内訳) 市債	11 需用費 15 工事請負費	1,000 397,000	児童福祉施設整備事業
計	16,368,774	468,044	16,836,818	特定財源 一般財源			

第3款 民生費



第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	994,820	△25,628	969,192	一般財源 △25,628	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△11,225 △8,478 △5,925	職員給与費等
計	13,564,820	△25,628	13,539,192	特定財源 一般財源 △25,628			

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	額の 内訳	節		説明
						区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	66,632	△7,413	59,219	一般財源	△7,413	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△2,972 △3,095 △1,346	職員給与費等
計	66,632	△7,413	59,219	特定財源 一般財源	0 △7,413			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 環境衛生費	18,805	△2,254	16,551	一般財源 △2,254	2 給料	△819	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,012	
					4 共済費	△423	
4 墓地火葬場費	69,814	2,267	72,081	一般財源 2,267	2 給料	1,192	職員給与費等
					3 職員手当等	771	
					4 共済費	304	
5 診療所費	455,399	△15,309	440,090	一般財源 △15,309	2 給料	△6,826	職員給与費等
					3 職員手当等	△5,563	
					4 共済費	△2,920	
6 保健衛生施設 整備事業費	202,600	△900	201,700	一般財源 △900	2 給料	△338	職員給与費等
					3 職員手当等	△434	
					4 共済費	△128	
計	2,059,357	△16,196	2,043,161	特定財源 0 一般財源 △16,196			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	866,629	5,650	872,279	一般財源	5,650	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	職員給与費等 9,984 △3,324 △1,010
2 保健予防費	24,800	11,800	36,600	特定財源 (内訳) 国庫支出金 8,850 一般財源 2,950	8,850	20 扶助費	11,800 結核医療費公費負担経費
計	1,801,562	17,450	1,819,012	特定財源 一般財源	8,850 8,600		

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃総務費	1,392,913	52,683	1,445,596	一般財源 52,683	2 給料	25,058	職員給与費等
					3 職員手当等	22,605	
					4 共済費	5,020	
					2 給料	△47,352	
2 塵芥処理費	1,930,695	△99,391	1,831,304	一般財源 △99,391	3 職員手当等	△28,680	職員給与費等
					4 共済費	△23,359	
					2 給料	△2,097	
					3 職員手当等	△758	
7 清掃施設整備 事業費	188,212	△3,600	184,612	一般財源 △3,600	4 共済費	△745	
					2 給料		
					3 職員手当等		
					4 共済費		
計	5,615,854	△50,308	5,565,546	特定財源 0 一般財源 △50,308			

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	126,258	△2,418	123,840	△2,418	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△739 △1,170 △509	職員給与費等
計	131,658	△2,418	129,240	特定財源 一般財源	0 △2,418		

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費	87,315	△1,088	86,227	一般財源 △1,088	2 給料	△194	職員給与費等
					3 職員手当等	△502	
					4 共済費	△392	
					2 給料	5,606	
2 農業総務費	69,988	7,924	77,912	一般財源 7,924	3 職員手当等	853	職員給与費等
					4 共済費	1,465	
					2 給料	△1,439	
					3 職員手当等	△888	
4 土地基盤整備 事業費	128,168	△2,900	125,268	一般財源 △2,900	4 共済費	△573	職員給与費等
					2 給料	10,923	
					3 職員手当等	7,086	
					4 共済費	3,837	
5 林業振興費	39,075	10,923	49,998	特定財源 7,086 (内訳) 県支出金	13 委託料	10,923	元気な森林づくり経費
計	489,694	14,859	504,553	特定財源 7,086 一般財源 7,773			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	54,697	△10,221	44,476	一般財源 △10,221	2 給料	△4,656	職員給与費等
					3 職員手当等	△3,674	
					4 共済費	△1,891	
計	1,561,109	△10,221	1,550,888	特定財源 一般財源 △10,221			

第7款 商工費



第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 観光総務費	183,467	10,790	194,257	一般財源 10,790	2 給料 4,587		職員給与費等
					3 職員手当等 5,710		
					4 共済費 493		
計	1,176,938	10,790	1,187,728	特定財源 0 一般財源 10,790			

第8款 観光費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1. 土木総務費	181,891	△42,551	139,340	一般財源 △42,551	2 給料	△19,086	職員給与費等
					3 職員手当等	△15,951	
					4 共済費	△7,514	
計	236,764	△42,551	194,213	特定財源 一般財源 △42,551			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	額の 内訳	節		説明
						区分	金額	
1 道路橋梁総務費	663,944	△396	663,548	一般財源	△396	2 給料	△2,082	職員給与費等
						3 職員手当等	2,512	
						4 共済費	△826	
						2 給料	987	
2 道路橋梁維持費	625,400	1,200	626,600	一般財源	1,200	3 職員手当等	△108	職員給与費等
						4 共済費	321	
						2 給料	△7,543	
						3 職員手当等	△4,043	
3 道路橋梁新設改良費	1,412,700	△14,300	1,398,400	一般財源	△14,300	4 共済費	△2,714	職員給与費等
						2 給料	△7,543	
						3 職員手当等	△4,043	
						4 共済費	△2,714	
計	2,702,044	△13,496	2,688,548	特定財源 一般財源	0 △13,496			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川総務費	36,276	1,890	38,166	一般財源 1,890	2 給料	△446	職員給与費等
					3 職員手当等	2,701	
					4 共済費	△365	
					2 給料	△591	
3 河川堤防改修費	267,000	-	267,000		3 職員手当等	876	
					4 共済費	△285	
計	440,276	1,890	442,166	特定財源 1,890			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 都市計画総務費	342,839	△25,054	317,785	一般財源 △25,054	2 給料	△10,365	職員給与費等
					3 職員手当等	△10,319	
					4 共済費	△4,370	
					2 給料	△3,655	
4 街路事業費	2,135,100	△6,300	2,128,800	一般財源 △6,300	3 職員手当等	△1,163	職員給与費等
					4 共済費	△1,482	
					2 給料	△3,046	
					3 職員手当等	△3,102	
10 公園事業費	53,000	△7,400	45,600	一般財源 △7,400	2 給料	△1,252	職員給与費等
					3 職員手当等	42,943	
					4 共済費	42,943	
					28 繰出金	42,943	
12 下水道事業会計繰出金	2,465,754	42,943	2,508,697	一般財源 42,943	28 繰出金	42,943	下水道事業費特別会計繰出経費
					28 繰出金	42,943	
13 土地区画整理事業会計繰出金	958,734	△600	958,134	一般財源 △600	28 繰出金	△600	土地区画整理事業特別会計繰出経費
					28 繰出金	△600	
16 駐車場事業会計繰出金	231,158	2,000	233,158	一般財源 2,000	28 繰出金	2,000	駐車場事業特別会計繰出経費
					28 繰出金	2,000	
計	7,164,464	5,589	7,170,053	特定財源 0 一般財源 5,589			

第9款 土木費

第9款 土木費

第5項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅管理費	333,916	△17,490	316,426	一般財源 △17,490	2 給料	△7,615	職員給与費等
					3 職員手当等	△6,448	
					4 共済費	△3,427	
					2 給料	△3,357	
2 公営住宅整備 事業費	69,000	△6,700	62,300	一般財源 △6,700	3 職員手当等	△2,073	職員給与費等
					4 共済費	△1,270	
計	409,176	△24,190	384,986	特定財源 0 一般財源 △24,190			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	3,485,679	19,743	3,505,422	一般財源 19,743	2 給料	5,087	職員給与費等
					3 職員手当等	25,790	
					4 共済費	△11,134	
5 消防施設費	348,600	900	349,500	一般財源 900	2 給料	355	職員給与費等
					3 職員手当等	535	
					4 共済費	10	
計	3,981,231	20,643	4,001,874	特定財源 0 一般財源 20,643			

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	額の 内訳	節		説明
						区分	金額	
1 教育委員会費	1,395,260	41,984	1,437,244	一般財源	41,984	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△700 10,093 28,835 3,756	職員給与費等
計	2,723,404	41,984	2,765,388	特定財源 一般財源	0 41,984			

第11款 教育費



第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	669,797	3,111	672,908	一般財源 3,111	2 給料 1,472 3 職員手当等 2,542 4 共済費 △903	職員給与費等	
4 小学校施設整備事業費	209,000	479,700	688,700	特定財源 485,685 (内訳) 国庫支出金 192,285 市債 293,400 一般財源 △5,985	2 給料 △3,108 3 職員手当等 △1,714 4 共済費 △1,178 11 需用費 3,700 15 工事請負費 482,000	職員給与費等 △6,000 小学校校舎大規模改修事業 485,700	
計	1,202,993	482,811	1,685,804	特定財源 485,685 一般財源 △2,874			

第11款 教育費

第 11 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	328,277	△726	327,551	一般財源 △726	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△1,101 1,300 △925	職員給与費等
4 中学校施設整備事業費	1,678,000	136,600	1,814,600	特定財源 132,824 (内訳) 国庫支出金 50,424 市債 82,400 一般財源 3,776	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 11 需用費 13 委託料 15 工事請負費	△1117 3,845 △128 1,200 26,000 105,800	職員給与費等 3,600 中学校校舎大規模改修事業 97,000 中学校屋内運動場大規模改修事業 10,000 中学校給食室建設事業 26,000
計	2,222,969	135,874	2,358,843	特定財源 132,824 一般財源 3,050			

第11款 教育費

第 11 款 教育費

第 4 項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校費	957,850	△75,327	882,523	一般財源 △75,327	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△42,846 △22,419 △10,062	職員給与費等
計	971,064	△75,327	895,737	特定財源 一般財源 △75,327			

第11款 教育費

第 11 款 教育費

第 5 項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 幼稚園費	1,010,046	△38,624	971,422	一般財源 △38,624	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△25,188 △5,627 △7,809	職員給与費等
3 幼稚園施設整備事業費	470,000	19,500	489,500	特定財源 19,480 (内訳) 国庫支出金 8,180 市債 11,300 一般財源 20	15 工事請負費	19,500	幼稚園園舎大規模改修事業
計	1,625,352	△19,124	1,606,228	特定財源 19,480 一般財源 △38,604			

第11款 教育費

第 11 款 教育費

第 7 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	884,907	△31,053	853,854	一般財源 △31,053	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△16,515 △8,454 △6,084	職員給与費等
計	1,123,065	△31,053	1,092,012	特定財源 一般財源 △31,053			

## 4. 給与費明細書

### 1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与						計	共 済 費	合 計	備 考 (期末手当の 年間支給率)
		報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	そ の 他 手 当				
補正後	長 等	3	29,079	10,741	3,648	228		43,696	6,873	50,569	(2.95)
	議 員	39	268,092	88,868				356,960	133,653	490,613	(2.95)
	その他の 特別職	52	30,571	2,570	762	153		40,629	1,866	42,495	(2.95)
	計	94	298,663	102,179	4,410	381		441,285	142,392	583,677	
補正前	長 等	3	29,079	10,744	3,648	228		43,699	7,053	50,752	(2.95)
	議 員	39	301,233	100,048				401,281	142,871	544,152	(2.95)
	その他の 特別職	53	32,594	2,648	762	153		43,015	1,982	44,997	(2.95)
	計	95	333,827	113,440	4,410	381		487,995	151,906	639,901	
比 較	長 等			△ 3				△ 3	△ 180	△ 183	
	議 員			△ 11,180				△ 44,321	△ 9,218	△ 53,539	
	その他の 特別職	△ 1	△ 285	△ 78				△ 2,386	△ 116	△ 2,502	
	計	△ 1	△ 285	△ 11,261				△ 46,710	△ 9,514	△ 56,224	

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給 与 費			合 計	備 考
		給 料	職員手当	計		
補正後	2,633 [258]	10,369,981	11,301,842	21,671,823	25,163,935	
補正前	2,650 [267]	10,340,514	10,998,039	21,338,553	24,881,959	
比較	△ 17 [△9]	29,467	303,803	333,270	△ 51,294	281,976

( )内は再任用短時間勤務職員の外数

区分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
職員手当の 内 訳	297,112	5,040	318,084	1,067,283	1,032,027	68,861	2,722,515
	300,989	5,040	343,952	1,105,027	1,024,880	66,589	2,670,704
比較	△ 3,877		△ 25,868	△ 37,744	7,147	2,272	51,811

区分	勤勉手当	教員特別手当	宿日直手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管理職員 特別勤務手当	退職手当
職員手当の 内 訳	1,395,434	9,926	30	339,387	155,194	1,548	9,401	3,880,000
	1,372,988	10,249	30	260,030	173,266	1,476	7,819	3,655,000
比較	22,446	△ 323		79,357	△ 18,072	72	1,582	225,000

(単位 千円)

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	29,467	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		制度改正に伴う増減分	△ 1,565	55歳を超える職員の昇給停止	
		その他の増減分	31,032		
職員手当	303,803	給与改定に伴う増減分			
		制度改正に伴う増減分	△ 157	55歳を超える職員の昇給停止 地域手当 △ 157	
		退職手当	225,000		
		その他の増減分	303,960	78,960	



(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職	技能労務職	消 防 職	教育職(二)	教育職(三)
平成25年10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	309,723	286,888	338,330	310,541
	平均給与月額 (円)	427,799	404,970	417,061	366,931
	平均年齢 (歳)	48.0	41.1	45.9	42.1
平成25年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	324,886	308,073	384,335	357,891
	平均給与月額 (円)	487,784	451,700	438,077	399,138
	平均年齢 (歳)	47.9	41.4	46.1	43.2

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	消 防 職 (円)	教育職(二) (円)	教育職(三) (円)
平成25年1月1日	高 校 卒	144,500		155,700		
	短 大 卒	155,700				177,200
	大 学 卒	178,800			199,700	199,700
国 の 制 度	高 校 卒	140,100				
	短 大 卒	149,800				
	大 学 卒	172,200				

(単位 人・%)

ウ 級別職員数 [ ]は再任用短時間勤務職員の職員数及び構成比

区分	一般行政職			技能労務職			消防職			教育職(二)			教育職(三)		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成25年 10月1日 現在	1	192	11.8	1	29	7.1	1	92	23.2	1	8	8.1	1	[3]	[33]
	2	238	14.7	2	3	0.7	2	37	9.3	2	88	88.9	2	79	[67]
	3	73 [157]	4.5 [100]	3	54 [72]	13.3 [100]	3	30 [20]	7.6 [100]	3	2	2.0	3	23	22.5
	4	321	19.7	4	183	45.2	4	41	10.3	4	1	1.0	4		
	5	429	26.4	5	128	31.5	5	131	33.0	5			5		
	6	194	11.9	6	5	1.2	6	41	10.3	6			6		
	7	43	2.6	7	4	1.0	7	12	3.0	7			7		
	8	117	7.2	8			8	12	3.0	8			8		
	9	20	1.2	9			9	1	0.3	9			9		
	10			10			10			10			10		
計	1,627 [157]	100 [100]	計	406 [72]	100 [100]	計	397 [20]	100 [100]	計	99	100	計	102 [9]	100 [100]	

区分	一般行政職			技能労務職			消防職			教育職(二)			教育職(三)		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成25年 1月1日 現在	1	188	11.4	1	28	6.6	1	90	22.6	1	7	7.0	1	[9]	[100]
	2	198	12.0	2	43	10.2	2	29	7.3	2	90	90.0	2	85	80.2
	3	82 [135]	5.0 [100]	3	98 [80]	23.1 [100]	3	29 [20]	7.3 [100]	3	2	2.0	3	21	19.8
	4	367	22.3	4	139	32.8	4	61	15.3	4	1	1.0	4		
	5	447	27.2	5	107	25.2	5	127	31.9	5			5		
	6	182	11.1	6	5	1.2	6	37	9.3	6			6		
	7	48	2.9	7	4	0.9	7	12	3.0	7			7		
	8	116	7.0	8			8	12	3.0	8			8		
	9	18	1.1	9			9	1	0.3	9			9		
	10			10			10			10			10		
計	1,646 [135]	100 [100]	計	424 [80]	100 [100]	計	398 [20]	100 [100]	計	100	100	計	106 [9]	100 [100]	

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

エ 号級別職員数(特定任期付職員)(単位 人・%)

区分	一般行政職	
	号級	職員数 構成比
平成25年 10月1日	1	
	2	
	3	
	4	1 100
	5	
	6	
	計	1 100

区分	一般行政職	
	号級	職員数 構成比
平成25年 1月1日	1	
	2	
	3	
	4	1 100
	5	
	6	
	計	1 100

(号級別の標準的な職務内容)

区分	1号級	2号級	3号級	4号級	5号級	6号級
一般行政職	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

才昇給

職 昇 給 に 係 る 職 員 数	区 分	合 計	代 表 的 な 職 種				
			一 般 行 政 職	技 能 勞 務 職	消 防 職	教 育 職 (二)	教 育 職 (三)
数 (A) (人)		2,631	1,627	406	397	99	102
数 (B) (人)		2,208	1,321	342	352	91	102
1号給 (人)							
2号給 (人)							
3号給 (人)	内 訳	79	33		12	8	26
4号給 (人)		1,970	1,288	342	340		
5号給 (人)		159				83	76
率 (B)/(A) (%)		83.9	81.2	84.2	88.7	91.9	100
数 (A) (人)		2,648	1,625	415	399	102	107
数 (B) (人)		2,627	1,625	415	399	92	96
1号給 (人)							
2号給 (人)		491	339	70	48	7	27
3号給 (人)	内 訳	40	28		12		
4号給 (人)		1,942	1,258	345	339		
5号給 (人)		154				85	69
率 (B)/(A) (%)		99.2	100	100	100	90.2	89.7

カ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計  (月分)	職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6月  (月分)	12月  (月分)			
補 正 後	1.90 [0.975]	2.05 [1.125]	3.95 [2.10]	有	国と同じ
補 正 前	1.90 [0.975]	2.05 [1.125]	3.95 [2.10]	有	国と同じ
国 の 制 度	1.90 [0.975]	2.05 [1.125]	3.95 [2.10]	有	

[ ]は再任用短時間勤務職員の支給率

期末手当(特定任期付職員)

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.40	1.55	2.95	有	国と同じ
補正前	1.40	1.55	2.95	有	国と同じ
国の制度	1.40	1.55	2.95	有	

キ 定年退職及び勸奨(早期)退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
	支給率等	28.7875	38.955			
国の制度 (支給率等)	定年 28.7875 [27.025]	38.955 [36.57]	55.860 [52.44]	55.860 [52.44]	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	
	早期 28.7875 [27.025]	38.955 [36.57]	55.860 [52.44]	55.860 [52.44]		

[ ]は平成25年10月1日から年度中の支給率

ク 地域手当

支給対象地域	4級地
支給率(%)	10 [15] 教育公務員 5 3
支給対象職員数(人)	2,429 [3] 教育公務員 198 3
国の指定制基準に基づく支給率(%)	10 [15]

[ ]は医師

ケ 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	消防職
給料総額に対する比率	(%)	0.66	0.18	2.20	1.05
支給対象職員の比率 (平成25年10月1日現在)	(%)	27.94	11.49	52.46	70.28
代表的な特殊勤務手当の名称		消防活動手当 防疫等業務手当 危険作業手当			

コ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,100円)、10km以上15km未満10,500円(国は6,500円)、15km以上20km未満12,500円(国は8,900円)、20km以上25km未満15,000円(国は11,300円)、25km以上30km未満17,500円(国は13,700円)、30km以上35km未満20,000円(国は16,100円)、35km以上40km未満22,500円(国は18,500円)、40km以上45km未満25,000円(国は20,900円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満21,800円、50km以上55km未満22,700円、55km以上60km未満23,600円、60km以上24,500円)

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み  
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他		
児童手当業務委託	70,200			平成25年度 から 平成28年度 まで	70,200					70,200
子ども・子育て支援 新制度システ ム改 修 経 費	10,500			平成25年度 から 平成26年度 まで	10,500					10,500
仮称帯解こども園 仮 園 舎 建 設 事 業	10,000			平成25年度 から 平成26年度 まで	10,000					10,000
中学校給食 調理業務委託	78,500			平成25年度 から 平成26年度 まで	78,500					78,500

事 項	限 度 額	前年度（見込）額		当該年度以降の金額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	
指定管理者による奈良市立柳生診療所ほか3施設の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成30年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による西部館学の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による南部館精の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による南部館東九条の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による南部館明治の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額



指定管理者による三分館費の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中における額					平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による田原館の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中における額					平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による田原館の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中における額					平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による田原館の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中における額					平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による富雄館の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中における額					平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による柳生館の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中における額					平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ			全額

事 項	限 度 額	前 年 度 ( 見 込 ) の 額		当 該 年 度 以 降 の 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
指定管理者による柳生館分館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による柳生館分館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による柳生館分館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による若草館分館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による興東館分館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額

指定管理者による興館費 公民館の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間 中における管理に要する額				平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による興館費 公民館大平尾の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間 中における管理に要する額				平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による春日館費 公民館西木辻の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間 中における管理に要する額				平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による春日館費 公民館大安寺の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間 中における管理に要する額				平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による春日館費 公民館済美南の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間 中における管理に要する額				平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による二名館費 公民館二名の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間 中における管理に要する額				平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ				全額

事 項	限 度 額	前 年 度 ( 見 込 ) の 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
指定管理者による二名館西登美ヶ丘の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による京西分館平松の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による伏見分館あやめ池の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による平城分館歌姫の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による飛鳥分館白毫寺の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ					全 額

指定管理者による都立跡館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額					平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ		全額
指定管理者による都立跡館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額					平成26年度から平成27年度まで	限度額に同じ		全額

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

( 単位 千円 )

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み		当該年度中増減見込み	
	当起	当年度中額	当起	当年度中額
1. 普通債	5,685,500	115,929,643	6,470,600	116,714,743
(2) 教 育	1,658,400	33,500,523	2,045,500	33,887,623
(4) そ の 他	1,536,000	33,959,817	1,934,000	34,357,817
3. そ の 他	9,508,600	96,835,796	9,713,000	97,040,196
(7) 臨時財政対策	7,163,900	50,544,257	7,368,300	50,748,657
合 計	15,253,400	212,909,685	16,242,900	213,899,185

1. 総括 2. 下水道事業費特別会計 (1) 下水道事業費特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	2,468,604	42,943	2,511,547
歳入合計	8,523,200	42,943	8,566,143

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
1 下水道事業費	4,007,584	39,343	4,046,927			39,343
2 農業集落排水事業費	254,116	3,600	257,716			3,600
歳出合計	8,523,200	42,943	8,566,143			42,943

一般財源内訳 繰入金 42,943



2. 歳入  
第6款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,465,754	42,943	2,508,697	一般会計繰入金	42,943	一般会計繰入金
計	2,465,754	42,943	2,508,697			

下水道事業費特別会計

3. 歳出  
第1款 下水道事業費

第1項 下水道費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	2,533,640	19,043	2,552,683	一般財源 19,043	2 給料	△1,750	職員給与費等 △1,900
					3 職員手当等	△405	下水道事務経費 20,743
					4 共済費	255	下水道事業受益者負担金賦課徴収
					11 需用費	27	経費 200
					13 委託料	663	
					14 使用料及び賃借料	144	
					27 公課費	20,109	
2 処理場管理費	417,600	10,000	427,600	一般財源 10,000	11 需用費	10,000	青山清水園運営管理経費 1,057
							平城浄化センター運営管理経費 7,329
							佐保台浄化センター運営管理経費 847
							ポンプ場運営管理経費 267
							月ヶ瀬地区浄化センター運営管理 経費 500
計	2,964,984	29,043	2,994,027	特定財源 0 一般財源 29,043			

下水道事業費特別会計

第1款 下水道事業費

第2項 下水管渠費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 下水管渠布設 事業費	710,500	15,400	725,900	一般財源 15,400	2 給料	6,045	職員給与費等
					3 職員手当等	7,527	
					4 共済費	1,828	
3 下水処理場建 設事業費	98,000	△5,100	92,900	一般財源 △5,100	2 給料	△2,510	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,047	
					4 共済費	△543	
計	901,100	10,300	911,400	特定財源 0 一般財源 10,300			

下水道事業費特別会計

第2款 農業集落排水事業費

第1項 農業集落排水費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 処理施設管理費	68,708	2,000	70,708	一般財源 2,000	11 需用費 2,000		精華地区農業集落排水処理施設管理費 439 田原地区農業集落排水処理施設管理費 347 東部第1地区農業集落排水処理施設管理費 82 東部第2地区農業集落排水処理施設管理費 621 月ヶ瀬地区農業集落排水処理施設管理費 511
計	100,616	2,000	102,616	特定財源 0 一般財源 2,000			

下水道事業費特別会計

第2款 農業集落排水事業費

第2項 農業集落排水施設整備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業集落排水施設整備事業費	153,500	1,600	155,100	一般財源 1,600	2 給料	17	職員給与費等
					3 職員手当等	1,483	
					4 共済費	100	
計	153,500	1,600	155,100	特定財源 0 一般財源 1,600			

下水道事業費特別会計

## 4. 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与費			合計	備考
		給料	職員手当	計		
補正後	40	156,930	117,651	274,581	329,000	
補正前	40	155,128	111,093	266,221	319,000	
比較		1,802	6,558	8,360	10,000	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
内訳	補正後	7,105	4,410	17,220	10,511	160	43,977	22,866
	補正前	6,444	3,963	17,601	8,572	411	42,497	22,112
	比較	661	447	△ 381	1,939	△ 251	1,480	754

職員手当の内訳	区分	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当
内訳	補正後	7,700	3,321	212	169
	補正前	5,163	4,291		39
	比較	2,537	△ 970	212	130

(単位 千円)

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,802	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		制度改正に伴う増減分	△ 15 55歳を超える職員の昇給停止	
		その他の増減分	1,817	
職員手当	6,558	給与改定に伴う増減分		
		制度改正に伴う増減分	△ 2 地域手当 55歳を超える職員の昇給停止 △ 2	
		その他の増減分	6,560	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一般行政職	技能労務職
平成25年10月1日 現在	平均給料月額 (円)	316,113	319,762
	平均給与月額 (円)	415,742	419,345
	平均年齢 (歳)	44.9	45.0
平成25年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	337,359	326,683
	平均給与月額 (円)	450,094	591,975
	平均年齢 (歳)	44.6	44.0

イ 初任給

区分	学歴	一般行政職(円)	技能労務職(円)
平成25年1月1日	高校卒	144,500	
	短大卒	155,700	
	大学卒	178,800	
国の制度	高校卒	140,100	
	短大卒	149,800	
	大学卒	172,200	



ウ 級別職員数

(単位 人・%)

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成25年 10月1日 現在	1	4	10.5	1		
	2	6	15.8	2		
	3			3		
	4	6	15.8	4	1	50.0
	5	10	26.3	5	1	50.0
	6	9	23.7	6		
	7			7		
	8	3	7.9	8		
	9			9		
	10			10		
	計	38	100	計	2	100

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成25年 1月1日 現在	1	4	8.3	1		
	2	5	10.4	2		
	3	1	2.1	3	1	50.0
	4	14	29.2	4	1	50.0
	5	13	27.1	5		
	6	7	14.6	6		
	7	3	6.2	7		
	8	1	2.1	8		
	9			9		
	10			10		
	計	48	100	計	2	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

エ 昇給

職 種	職 種	職 種	区 分		合 計
			一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	
職 員 数 (A) (人)	38	2	40		
昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	31	2	33		
補 正 後					
1号給 (人)					
2号給 (人)					
3号給 (人)	2		2		
4号給 (人)	29	2	31		
比 率 (B)/(A) (%)	82	100	83		
職 員 数 (A) (人)	38	2	40		
昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	38	2	40		
補 正 前					
1号給 (人)					
2号給 (人)	7		7		
3号給 (人)	2		2		
4号給 (人)	29	2	31		
比 率 (B)/(A) (%)	100	100	100		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階、職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	1.90	2.05	3.95	有	国と同じ
補 正 前	1.90	2.05	3.95	有	国と同じ
国 の 制 度	1.90	2.05	3.95	有	

カ 地域手当

支給対象地域	4級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	40
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	職種	
		一般行政職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.10	0.01	1.84
支給対象職員の比率(%) (平成25年10月1日現在)	20.00	15.79	100
代表的な特殊勤務手当の名称	下水処理作業手当		

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
通勤手当	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,100円)、10km以上15km未満10,500円(国は6,500円)、15km以上20km未満12,500円(国は8,900円)、20km以上25km未満15,000円(国は11,300円)、25km以上30km未満17,500円(国は13,700円)、30km以上35km未満20,000円(国は16,100円)、35km以上40km未満22,500円(国は18,500円)、40km以上45km未満25,000円(国は20,900円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満21,800円、50km以上55km未満22,700円、55km以上60km未満23,600円、60km以上24,500円)

3. 国民健康保険特別会計  
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第2号)

1. 総括

(歳入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 繰入金	2,280,563	△14,000	2,266,563
歳入合計	37,209,791	△14,000	37,195,791

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	360,045	△14,000	346,045			△14,000	
歳出合計	37,209,791	△14,000	37,195,791			△14,000	
				一般財源内訳	繰入金	△14,000	

2. 歳入

第9款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,122,100	△ 14,000	2,108,100	職員給与費等繰入金	△ 14,000	職員給与費等繰入金
計	2,122,100	△ 14,000	2,108,100			

国民健康保険特別会計

3. 歳出  
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	267,945	△14,000	253,945	一般財源 △14,000	2 給料	△6,507	職員給与費等
					3 職員手当等	△6,061	
					4 共済費	△1,432	
計	285,429	△14,000	271,429	特定財源 0 一般財源 △14,000			

国民健康保険特別会計

#### 4. 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	23	77,833	61,969	139,802	27,198	167,000	
補正前	23	84,340	68,030	152,370	28,630	181,000	
比較		△ 6,507	△ 6,061	△ 12,568	△ 1,432	△ 14,000	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
職員手当の内訳	補正後	1,488	2,978	8,146	14,048	20,709	10,742	2,018
	補正前	1,428	2,608	9,084	18,061	21,959	11,416	2,204
	比較	60	370	△ 938	△ 4,013	△ 1,250	△ 674	△ 186

職員手当の内訳	区分	住居手当	管理職員特別勤務手当	
			管理職員	特別勤務手当
職員手当の内訳	補正後	1,818	22	
	補正前	1,248	22	
	比較	570		



## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	△ 6,507	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		制度改正に伴う増減分	△ 7	55歳を超える職員の昇給停止	
		その他の増減分	△ 6,500		
職員手当	△ 6,061	給与改定に伴う増減分			
		制度改正に伴う増減分	△ 1	55歳を超える職員の昇給停止 △ 1 地域手当	
		その他の増減分	△ 6,060		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職
平成25年10月1日 現 在	平均給料月額 (円) 269,311 平均給与月額 (円) 371,757 平均年齢 (歳) 38.5
平成25年1月1日 現 在	平均給料月額 (円) 306,753 平均給与月額 (円) 429,207 平均年齢 (歳) 40.7

イ 初任給

区 分	学 歴	一 般 行 政 職 (円)
平成25年1月1日	高 校 卒	144,500
	短 大 卒	155,700
	大 学 卒	178,800
国 の 制 度	高 校 卒	140,100
	短 大 卒	149,800
	大 学 卒	172,200

ウ 級別職員数 (単位 人・%)

区 分	一 般 行 政 職	
	級 別	構 成 比
平成25年 10月1日 現在	1	17.4
	2	34.8
	3	
	4	8.7
	5	26.1
	6	8.7
	7	4.3
	8	
	9	
	10	
計	23	100

区 分	一 般 行 政 職	
	級 別	構 成 比
平成25年 1月1日 現在	1	8.7
	2	34.8
	3	
	4	4.3
	5	39.2
	6	4.3
	7	
	8	8.7
	9	
	10	
計	23	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職										
事務職員 技術職員		主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

エ 昇給

職 種	区 分		合 計	職 種	
	員 数	(A) (人)		一 般 行 政 職	員 数
補 正 後	昇給に係る職員数	(A) (人)	23	一般行政職	23
		(B) (人)	21		21
	1号給	(人)			
	2号給	(人)			
補 正 前	3号給	(人)			
	4号給	(人)	21		21
	比 率 (B)/(A) (%)	(%)	91.3		91.3
	職 員 数 (A) (人)	(人)	23		23
補 正 前	昇給に係る職員数	(B) (人)	23		23
		(A) (人)	4		4
	1号給	(人)			
	2号給	(人)			
補 正 前	3号給	(人)			
	4号給	(人)	19		19
	比 率 (B)/(A) (%)	(%)	100		100
	職 員 数 (A) (人)	(人)	19		19

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	1.90	2.05	3.95	有	国と同じ
補 正 前	1.90	2.05	3.95	有	国と同じ
国 の 制 度	1.90	2.05	3.95	有	

カ 地域手当

支給対象地域	4級地
支給率 (%)	10
支給対象職員数(人)	23
国の指定基準に基づき支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
通勤手当	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,100円)、10km以上15km未満10,500円(国は6,500円)、15km以上20km未満12,500円(国は8,900円)、20km以上25km未満15,000円(国は11,300円)、25km以上30km未満17,500円(国は13,700円)、30km以上35km未満20,000円(国は16,100円)、35km以上40km未満22,500円(国は18,500円)、40km以上45km未満25,000円(国は20,900円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満21,800円、50km以上55km未満22,700円、55km以上60km未満23,600円、60km以上24,500円)

4. 土地区画整理事業特別会計  
 (1) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	958,734	△600	958,134
歳入合計	1,476,780	△600	1,476,180

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	431,639	4,500	436,139			4,500	
2 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	216,600	△5,100	211,500			△5,100	
歳出合計	1,476,780	△600	1,476,180			△600	
				一般財源内訳	繰入金	△600	

2. 歳入  
 第2款 繰入金  
 第1項 一般会計繰入金  
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	958,734	△ 600	958,134	一般会計繰入金	△ 600	一般会計繰入金	
計	958,734	△ 600	958,134				

土地区画整理事業特別会計



3. 歳出

第1款 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

第1項 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	431,639	4,500	436,139	一般財源 4,500	2 給料 4,338	3 職員手当等 4,149	職員給与費等 689
計	431,639	4,500	436,139	特定財源 0 一般財源 4,500			

土地区画整理事業特別会計

第2款 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費

第1項 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 JR奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	216,600	△5,100	211,500	一般財源 △5,100	2 給料	△2,221	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,941	
					4 共済費	△938	
計	216,600	△5,100	211,500	特定財源 0 一般財源 △5,100			

土地区画整理事業特別会計

## 4. 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与		合計	備考
		給料	職員手当		
補正後	16	61,004	46,662	107,666	129,400
補正前	16	63,563	44,454	108,017	130,000
比較		△ 2,559	2,208	△ 351	△ 600

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
補正前	1,950	1,619	7,054	5,309	17,071	8,874	1,946	
比較	535	132	△ 488	2,544	△ 239	△ 309	64	

職員手当の内訳	区分	住居手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当
補正前	624		7	
比較	△ 243	212		

(単位 千円)

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	△ 2,559	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		制度改正に伴う増減分	△ 7	55歳を超える職員の昇給停止	
		その他の増減分	△ 2,552		
職員手当	2,208	給与改定に伴う増減分			
		制度改正に伴う増減分	△ 1	55歳を超える職員の昇給停止 △ 1 地域手当	
		その他の増減分	2,209		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	区 分	一般行政職
平成25年10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	302,103
	平均給与月額 (円)	417,999
	平均年齢 (歳)	41.9
平成25年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	335,931
	平均給与月額 (円)	501,986
	平均年齢 (歳)	44.3

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職(円)
平成25年1月1日	高 校 卒	144,500
	短 大 卒	155,700
	大 学 卒	178,800
国 の 制 度	高 校 卒	140,100
	短 大 卒	149,800
	大 学 卒	172,200

ウ 級別職員数 (単位 人・%)

区分	一般行政職	
	級	職員数 構成比
平成25年 10月1日 現在	1	
	2	4 24.9
	3	1 6.3
	4	3 18.8
	5	5 31.2
	6	2 12.5
	7	
	8	1 6.3
	9	
	10	
計	16 100	

区分	一般行政職	
	級	職員数 構成比
平成25年 1月1日 現在	1	
	2	3 18.8
	3	
	4	5 31.2
	5	5 31.2
	6	2 12.5
	7	1 6.3
	8	
	9	
	10	
計	16 100	

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

エ 昇給

職 員 数	区 分				合 計	職 種 一般行政職
	数 (A)	数 (B)	率 (B)/(A)	率 (%)		
補 給 に 係 る 職 員 数	16	14			16	16
正 給 別 内 訳	1号給	(人)				
	2号給	(人)				
	3号給	(人)				
	4号給	(人)	14	88	14	14
比 率 (B)/(A)						88
補 給 に 係 る 職 員 数	16	16			16	16
正 給 別 内 訳	1号給	(人)				
	2号給	(人)			3	3
	3号給	(人)				
	4号給	(人)	13	81	13	13
比 率 (B)/(A)						100

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階、職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	1.90	2.05	3.95	有	国と同じ
補 正 前	1.90	2.05	3.95	有	国と同じ
国 の 制 度	1.90	2.05	3.95	有	

カ 地域手当

支給対象地域	4級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	16
国の指定基準に基づき支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	交通機関利用者 自動車利用者 2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,100円)、10km以上15km未満10,500円(国は6,500円)、15km以上20km未満12,500円(国は8,900円)、20km以上25km未満15,000円(国は11,300円)、25km以上30km未満17,500円(国は13,700円)、30km以上35km未満20,000円(国は16,100円)、35km以上40km未満22,500円(国は18,500円)、40km以上45km未満25,000円(国は20,900円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満21,800円、50km以上55km未満22,700円、55km以上60km未満23,600円、60km以上24,500円)



5. 駐 車 場 事 業 特 別 会 計  
 (1) 駐車場事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	231,158	2,000	233,158
歳入合計	331,200	2,000	333,200

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地方債	
1 駐車場事業費	95,450	2,000	97,450			2,000
歳出合計	331,200	2,000	333,200			2,000
				一般財源内訳	繰入金	2,000

2. 歳入  
第2款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	231,158	2,000	233,158	1 一般会計繰入金	2,000	一般会計繰入金
計	231,158	2,000	233,158			

駐車場事業特別会計

3. 歳出  
第1款 駐車場事業費

第1項 駐車場費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 駐車場管理費	95,450	2,000	97,450	一般財源 2,000	11 需用費 2,000		J R 奈良駅駐車場管理経費
計	95,450	2,000	97,450	特定財源 0 一般財源 2,000			

駐車場事業特別会計

6. 介護保険特別会計

(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	3,900,190	△40,000	3,860,190
歳入合計	25,195,787	△40,000	25,155,787

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
1 総務費	613,651	△40,000	573,651			△40,000
歳 出 合 計	25,195,787	△40,000	25,155,787			△40,000
				一般財源内訳	繰入金	△40,000

2. 歳入  
第6款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 その他一般会計繰入金	613,181	△ 40,000	573,181	職員給与費等繰入金	△ 40,000	職員給与費等繰入金
計	3,699,619	△ 40,000	3,659,619			

介護保険特別会計

3. 歳出  
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	325,148	△40,000	285,148	一般財源 △40,000	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△16,403 △17,104 △6,493	職員給与費等
計	329,182	△40,000	289,182	特定財源 一般財源 △40,000			

介護保険特別会計



#### 4. 給与費用明細書

(単位 千円)

(1) 総括

区分	職員数(人)	給 与		費 計	共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当				
補正後	37	137,182	95,021	232,203	45,797	278,000	
補正前	42	153,585	112,125	265,710	52,290	318,000	
比較	△ 5	△ 16,403	△ 17,104	△ 33,507	△ 6,493	△ 40,000	

区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
職員手当の 内 訳	1,684	4,004	13,804	17,993	35,509	17,954	2,032
補正後	1,830	4,119	16,359	25,610	39,280	20,421	1,946
補正前	△ 146	△ 115	△ 2,555	△ 7,617	△ 3,771	△ 2,467	86
比較							

区分	住居手当	管理職員 特別勤務手当	
		管理職員	特別勤務手当
職員手当の 内 訳			
補正後	2,021	20	20
補正前	2,540		
比較	△ 519		

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 16,403	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		制度改正に伴う増減分	△ 3	55歳を超える職員の昇給停止
		その他の増減分	△ 16,400	
職員手当	△ 17,104	給与改定に伴う増減分		
		制度改正に伴う増減分	△ 1	55歳を超える職員の昇給停止 △ 1 地域手当
		その他の増減分	△ 17,103	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職	技能労務職
平成25年10月1日	284,334	289,872
平均給料月額 (円)		
現在	360,317	337,809
平均給与月額 (円)		
現在	40.0	48.4
平均年齢 (歳)		
平成25年1月1日	307,842	305,515
平均給料月額 (円)		
現在	383,567	358,969
平均給与月額 (円)		
現在	40.2	49.7
平均年齢 (歳)		

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)
平成25年1月1日	高 校 卒	144,500	
	短 大 卒	155,700	
	大 学 卒	178,800	
	高 校 卒	140,100	
国 の 制 度	短 大 卒	149,800	
	大 学 卒	172,200	

ウ 級別職員数 (単位 人・%)

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成25年 10月1日 現在	1	5	15.2	1		
	2	5	15.2	2		
	3	2	6.1	3	1	25.0
	4	11	33.2	4	3	75.0
	5	7	21.2	5		
	6	2	6.1	6		
	7	1	3.0	7		
	8			8		
	9			9		
	10			10		
	計	33	100	計	4	100

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成25年 1月1日 現在	1	7	19.4	1		
	2	3	8.3	2		
	3	1	2.8	3	5	83.3
	4	13	36.1	4	1	16.7
	5	9	25.0	5		
	6	2	5.6	6		
	7			7		
	8	1	2.8	8		
	9			9		
	10			10		
	計	36	100	計	6	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

エ 昇給

区分	分	合計	職 種	
			一般行政職	技能労務職
職 員 数	(A)	37	33	4
	(B)	36	32	4
	1号給			
	2号給			
正 号 給 数 別 内 訳	3号給	1	1	
	4号給	35	31	4
	率 (B)/(A)	97.3	97.0	100
	職 員 数	42	36	6
職 員 数 別 内 訳	(A)	42	36	6
	(B)	42	36	6
	1号給			
	2号給	2	1	1
正 号 給 数 別 内 訳	3号給			
	4号給	40	35	5
	率 (B)/(A)	100	100	100
	補 正 前			

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.90	2.05	3.95	有	国と同じ
補正前	1.90	2.05	3.95	有	国と同じ
国の制度	1.90	2.05	3.95	有	

カ 地域手当

支給対象地域	4級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	37
国の指定基準に基づくと支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ 異なる	交通機関利用者 自動車利用者 2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,100円)、10km以上15km未満10,500円(国は6,500円)、15km以上20km未満12,500円(国は8,900円)、20km以上25km未満15,000円(国は11,300円)、25km以上30km未満17,500円(国は13,700円)、30km以上35km未満20,000円(国は16,100円)、35km以上40km未満22,500円(国は18,500円)、40km以上45km未満25,000円(国は20,900円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満21,800円、50km以上55km未満22,700円、55km以上60km未満23,600円、60km以上24,500円)

# 一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会計款 性質区分	一 般 会 計											特 別 会 計					
	議 会 費	總 務 費	民 生 費	衛 生 費	勞 働 費	農 林 水 産 業 費	商 工 費	観 光 費	土 木 費	消 防 費	教 育 費	合 計	下 水 道 事 業 費	国 民 健 康 保 險	土 地 区 画 整 理 事 業	駐 車 場 事 業	介 護 保 險
人件費	△ 56,277	583,861	△ 39,829	△ 56,354	△ 2,418	6,836	△ 10,221	10,790	△ 83,601	19,743	△ 100,635	271,895	△ 1,900	△ 14,000			△ 40,000
扶助費			158,000	11,800								169,800					
維持補修費									1,200			1,200					
物件費		32,000	21,800			10,923						64,723	12,834			2,000	
補助費等		105	37,899									38,004	20,109				
投資的経費			398,000	△ 4,500		△ 2,900			△ 34,700	900	635,800	992,600	11,900		△ 600		
普通建設事業			398,000	△ 4,500		△ 2,900			△ 34,700	900	635,800	992,600	11,900		△ 600		
補助											492,547	492,547					
単独			398,000	△ 4,500		△ 2,900			△ 34,700	900	143,253	500,053	11,900		△ 600		
繰出金			△ 54,000						44,343			△ 9,657					
計	△ 56,277	615,966	521,870	△ 49,054	△ 2,418	14,859	△ 10,221	10,790	△ 72,758	20,643	535,165	1,528,565	42,943	△ 14,000	△ 600	2,000	△ 40,000

物件費及び維持補修費の内訳表

附表 1

(単位:千円)

節 會計 及び款	賃 金 需 用 費	細 節			委 託 料 及 賃 借 料 び 料	備 品 購 入 費	維 持 補 修 費	計
		消 耗 品 費	光 熱 水 費	使 用 借 料				
総 務 費	32,000							32,000
民 生 費				15,800	6,000			21,800
農 林 水 産 業 費				10,923				10,923
土 木 費						1,200		1,200
一 般 會 計 合 計	32,000			26,723	6,000	1,200		65,923
下 水 道 事 業 費	12,027	27	12,000	663	144			12,834
駐 車 場 事 業	2,000		2,000					2,000



線出金・その他経費の内訳表

附表 2

(単位:千円)

節 会計 及び款	節 負担 補助 及び 交付	金 及び 金	償 利 割	還 子 引	金 び 料	扶 助	費 公	課 費	繰 出 金	計
総務費	71									71
民生費				37,899		158,000			△ 54,000	141,899
衛生費						11,800				11,800
土木費									44,343	44,343
一般会計合計	71			37,899		169,800			△ 9,657	198,113
下水道事業費								20,109		20,109

# 投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明
				国	県	地方債	その他	
民生費			398,000			398,000	—	
	単	児童福祉施設整備事業	398,000			398,000	—	仮称帯解こども園園舎建設
衛生費			△ 4,500				△ 4,500	
	単	保健衛生施設整備事業	△ 900				△ 900	
農林水産業費	単	清掃施設整備事業	△ 3,600				△ 3,600	
			△ 2,900				△ 2,900	
土木費	単	土地基盤整備事業	△ 2,900				△ 2,900	
			△ 34,700				△ 34,700	
消防費	単	道路橋梁新設改良事業	△ 14,300				△ 14,300	
	単	街路事業	△ 6,300				△ 6,300	
	単	公園事業	△ 7,400				△ 7,400	
	単	公営住宅整備事業	△ 6,700				△ 6,700	
			900				900	
	単	消防施設整備事業	900				900	

教 育 費			635,800	250,889		387,100	△ 2,189	
	補単	小学校施設整備事業	479,700	192,285		293,400	△ 5,985	耐震補強工事
	補単	中学校施設整備事業	136,600	50,424		82,400	3,776	耐震補強工事、給食堂設計
	補単	幼稚園施設整備事業	19,500	8,180		11,300	20	耐震補強工事
一 般	会 計 合 計	992,600	250,889		785,100	△ 43,389		
下 水 業	道 費		10,300				10,300	
	単	下水管渠布設事業	15,400				15,400	
	単	下水処理場建設事業	△ 5,100				△ 5,100	
農 業 集 落 排 水 事 業			1,600				1,600	
	単	農業集落排水事業	1,600				1,600	
西 南 地 区 事 業	寺 地 區 事 業		4,500				4,500	
	大 地 區 事 業		4,500				4,500	
	西 大 寺 地 區 事 業		4,500				4,500	
J R 南 地 區 事 業	奈 良 地 區 事 業		△ 5,100				△ 5,100	
	J R 地 區 事 業		△ 5,100				△ 5,100	
特 別	会 計 合 計	11,300					11,300	
總	總 計	1,003,900	250,889		785,100	△ 32,089		